

「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分）」について（Q & A）

○ 営業時間短縮の要請を受けた飲食店等とは何を指しますか？

→県内にある「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」「酒類の提供を行うカラオケ店」で、従前より午後9時から午前5時の間に営業を行っている飲食店等を指します。

○ 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

→営業時間短縮の要請を受けた飲食店等を運営する中小企業等が、業種別のガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示を行った上で、営業時間短縮の要請に協力を行った場合に支払われます。

○ PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか？

→業種別のガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の条件になります。できるだけ速やかに、「安全・安心宣言施設」へ登録し、PRステッカー・ポスターを入手してください。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際に入手したPRステッカー・ポスターの掲示で差し支えありません（再度登録する必要はありません）。

※ なお、「安全・安心宣言施設」への登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

○ 中小事業者等とは何を指しますか？

→中小企業、小規模事業者、個人事業主を対象とします。また、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等の各種法人も対象となります。

○ 全ての期間において、営業時間短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか？

→2020年12月18日（金）～2021年1月11日（月）の期間において、営業時間の短縮を行った日について、1店舗あたり、1日4万円を交付します。例えば営業時間の短縮を10日間行った場合、40万円を交付します。

○ 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の交付対象となりますか？

→感染防止対策のため、終日休業した場合も交付対象となります。

○ 複数の店舗を持つ場合はどのように支給されますか？

→協力金は1店舗当たりの交付となります。

○ 栄・錦地区における「愛知県感染防止対策協力金（11/29～12/17 実施分）」と、今回の要請に伴う協力金とまとめて申請ができますか。

→「愛知県感染防止対策協力金（11/29～12/17 実施分）」とは異なる制度になりますので、お手数ですが分けて申請してください。

今回の要請に伴う協力金の申請受付開始は、要請期間終了後を予定しています。

なお、「愛知県感染防止対策協力金（11/29～12/17 実施分）」の申請受付期間は12月21日～2月1日です。